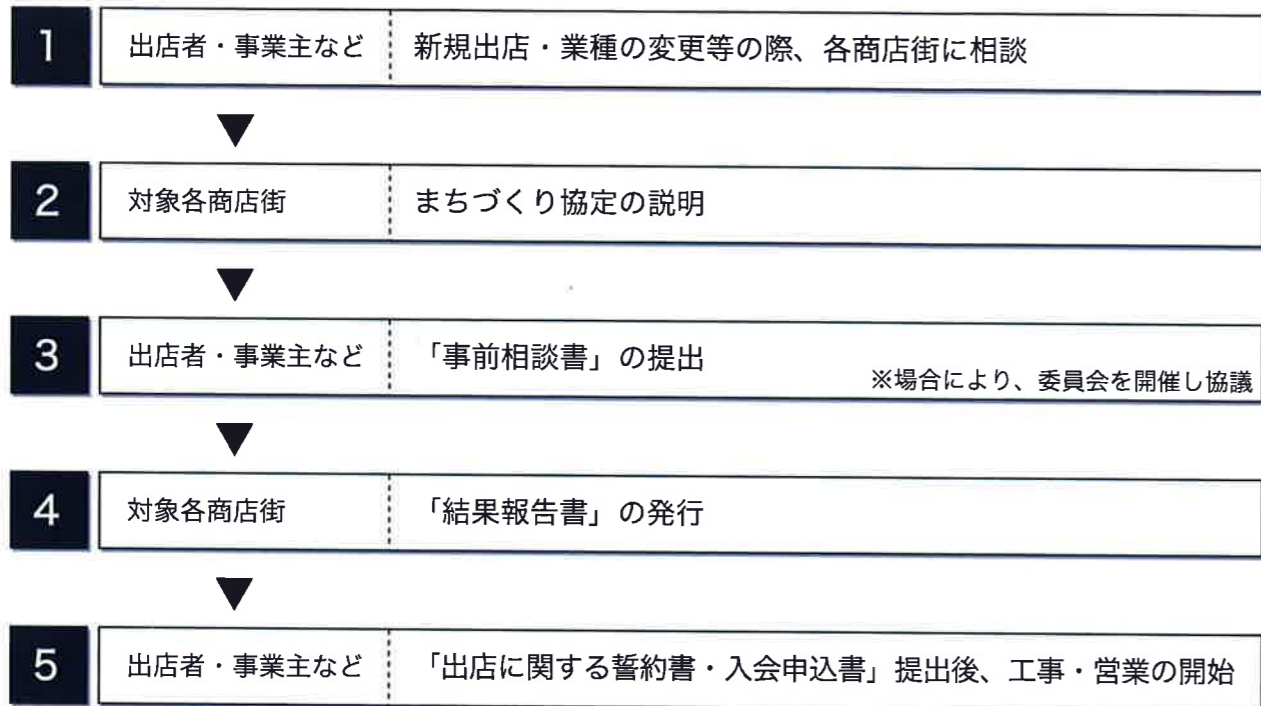


4 運用

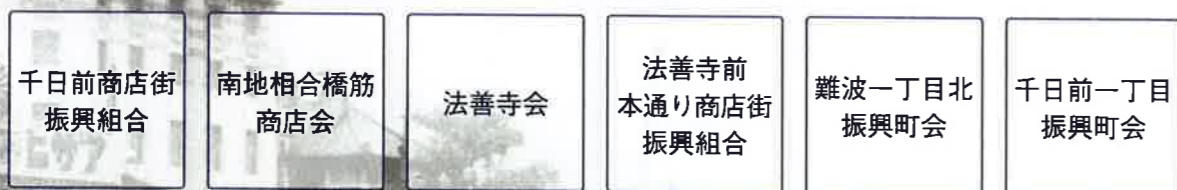
この協定は、「法善寺・千日前まちづくり協定委員会」が運用をします。営業後においても、ルールが守られるよう努めます。

■協定運用の流れ(例)



〈お問合せ〉

協定を結ぶエリア内の建物、店舗の新規出店、改修、業種変更、ならびにこれらと関連する事項が対象となります。詳しくは、該当する下記組織にお気軽にご相談ください。



法善寺・千日前まちづくり協定

千日前商店街振興組合・南地相合橋筋商店会・法善寺会・法善寺前本通り商店街振興組合
難波一丁目北振興町会・千日前一丁目振興町会



法善寺・千日前まちづくり協定

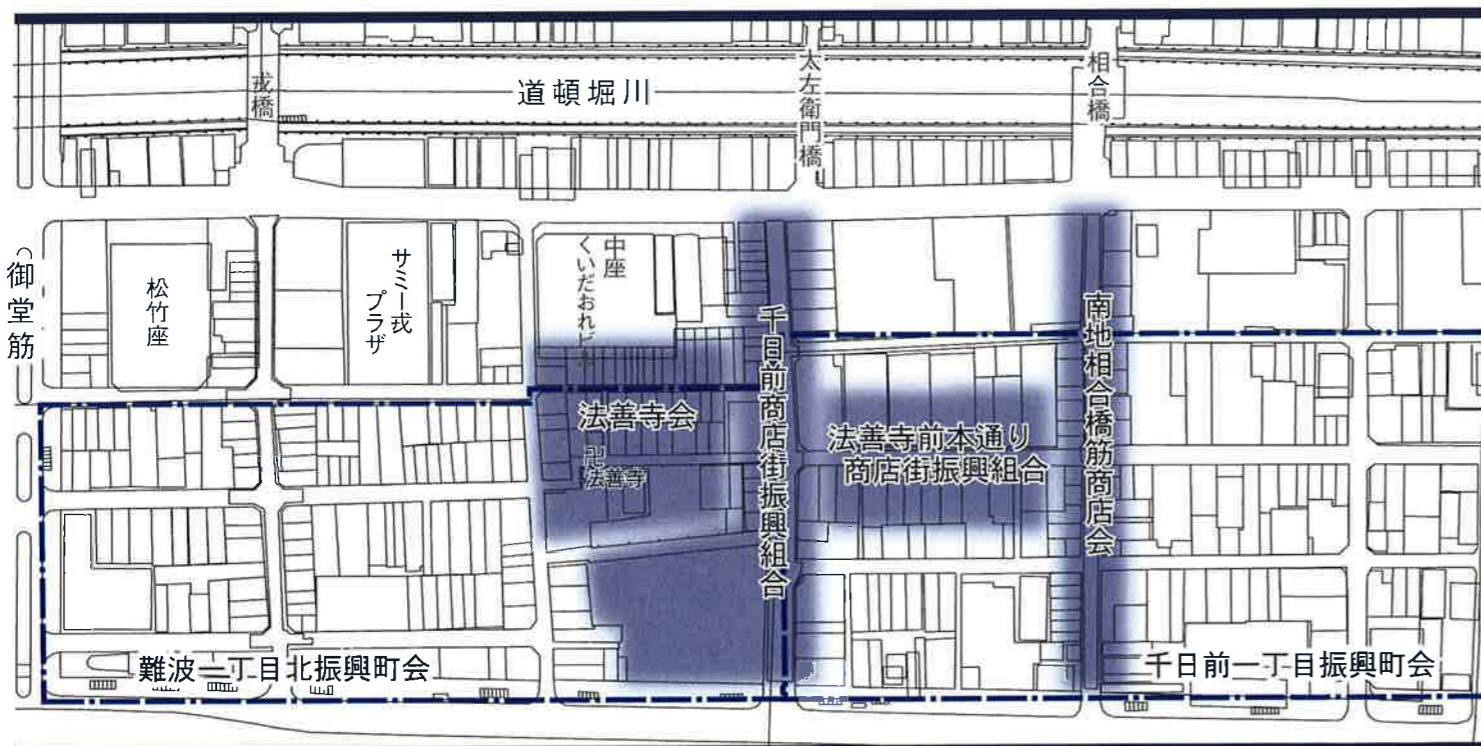
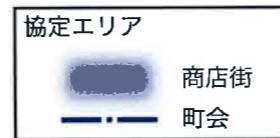
千日前商店街振興組合・南地相合橋筋商店会・法善寺会・法善寺前本通り商店街振興組合
難波一丁目北振興町会・千日前一丁目振興町会

1 目的

この協定は、法善寺を中心とし、古くから多くの人に親しまれて、愛されてきた千日前界隈が、イメージを向上させ、集客力を強めて、価値の高いまちとするために決めるものです。そこで、法善寺・千日前らしい店づくり・まちなみを守り、育て、ひいては地域全体としての総合的環境の向上に役立てることを目的とする協定を結びます。また、4つの商店街と周辺町会が連携して取り組むことで、各通りの個性を生かしつつ、“まち”としての魅力創出、回遊性の強化を図っていきます。

2 位置及び区域

協定する地区の位置及び区域は以下の通りです。
千日前商店街振興組合、南地相合橋筋商店会、法善寺会、法善寺前本通り商店街振興組合、難波一丁目北振興町会、千日前一丁目振興町会



3 対象

協定を結ぶエリア内の建物、店舗の新規出店、改修、業種変更、ならびにこれらと関連する事項が対象となります。
ただし、すでにある既存の店舗等はそのままの良いものとします。

お断りする業種

- (1) 風営法第2条第6項に該当する店舗型性風俗特殊営業
カップル喫茶、出会い喫茶、ソーブランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ポルノ映画館、ラブホテル、アダルトショップ、個室ビデオ、テレホンクラブ等
- (2) 場外車・馬・船券売場
- (3) 倉庫業を営む倉庫
- (4) キャバレー
- (5) 社交飲食店（ピンクサロン等）
- (6) 畜舎、ペットショップ
- (7) 風俗関連無料案内所
- (8) 商店街振興組合・商店会・町会に加入しない店舗

すでにある
既存の店舗等は
そのままの良い
ものとします。

協議を必要とする業種及び意匠

- (1) マージャン屋
- (2) パチンコ屋
- (3) 社交飲食店（ホストクラブ、ガールズバー、キャバクラ等）
- (4) マッサージ
- (5) 射的場
- (6) カラオケボックス
- (7) インターネットカフェ、漫画喫茶
- (8) ゲームセンター（ゲーム喫茶含む）
- (9) 客引きを伴う店舗
- (10) 看板、のぼり、商品などはみ出しを伴うもの
- (11) ホテル
- (12) 駐車場
- (13) 1階に住宅、事務所を置くもの
- (14) 自動販売機
- (15) 屋台